

平成十三年六月五日提出
質問第八三号

要管理債権の定義変更に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

要管理債権の定義変更に関する質問主意書

平成十三年五月三十一日の衆議院財務金融委員会において、私が、東京三菱銀行の二〇〇一年三月期決算では、これまでの要管理債権の定義を変えたために要管理債権が急増した問題について、柳澤伯夫金融担当大臣に、その定義を他の大手銀行にも適用すべきと質問したところ、「私は東京三菱の方針というもの、ポリシーを十分評価するわけですけれども、それをゾルレンとするのかということについては、いま少しよく考えさせていただきたい。これは決して、そうしないとか言っているわけじゃないんです。そういうことではなくて、少し検討させていただきたいということを、大変恐縮ですが、重ねて申させていただきます。」と答弁されました。

一 いつまでに、検討の結果ができますか。

二 その結論はどのような方向の見込みか、わかればお示しいただきたい。

右質問する。